

令和2年7月豪雨による被災者に係る一部負担金の免除基準

長野県医師国民健康保険組合

1 対象者 … 「(1)」及び、「(2)のいずれか」に該当する被保険者

- (1) 令和2年7月豪雨に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者
- (2) ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした被保険者
(床下浸水は除く)
 - ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である者
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した者
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

※県内の災害救助法適用市町村（令和2年7月15日現在、14市町村）

市	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市
町	阿南町、上松町、南木曾町、木曾町
村	宮田村、阿智村、下條村、売木村、王滝村、大桑村

2 免除対象となる一部負担金

令和2年7月8日から令和2年10月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 申請方法

「令和2年7月豪雨により被災した被保険者に係る国民健康保険 一部負担金免除申請書」に係る書類を添付し、組合員（第一種・特別・第二種）が申請する

4 免除の決定

理事長は前項の申請を受けたときは、理事会の決議を経て認否を決定し、一部負担金免除（該当・非該当）決定通知書により申請者に通知する

5 還付について

一部負担金の免除決定を受けた被保険者は、免除期間中に保険医療機関等に一部負担金を支払った場合、「令和2年7月豪雨により被災した被保険者に係る一部負担金還付申請書」に領収書を添付し、組合員（第一種・特別・第二種）が申請することにより、当該一部負担金相当額の還付を受けることができる

2の免除対象となる日について、7月22日付文書では「令和2年7月3日から」とお知らせしましたが、長野県の災害救助法適用日は7月8日でしたので、お詫びの上訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。